

基山町農業委員会会議録

令和4年8月2日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者13名 欠席者1名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	平 野 守	出席	8	酒 井 敏 幸	出席
2	寺 崎 和 美	出席	9	村 山 孔 治	出席
3	大 村 和 則	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	内 山 哲 夫	出席	11	水 田 久 男	出席
5	木 原 秀 樹	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	坂 口 謙 二	欠席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	大 久 保 利 治	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

審 議 事 項

第21号議案	農地法第3条の規定による許可申請	2件
第22号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1件
第23号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	1件
報告第21号	農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告	3件
報告第22号	農地を農業用施設に使用する届出受理報告	1件
報告第23号	使用貸借による解約通知受理報告	3件
その他(1)	青年等就農計画の認定について	

審議開始 9時00分

審議終了 10時45分

令和4年8月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和4年第8回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、7番委員と8番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第21号農地法第3条の規定による許可申請がありましたので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第21号朗読

この件につきましては、譲受人が現在借りている農地を、譲受人の希望により所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

営農計画書の内容から農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しますので、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が4,056㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、第6区丸隈集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

農業の実績がないのでわかりませんが、これから地域の方とコミュニケーションをとられ農業をされます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第21号について許可し

たいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第21号1番については、全員一致で許可します。

次に、議案第21号2番について許可申請がありましたので許可を求めます。
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第21号2番朗読

この件につきましては、譲受人が生前贈与により所有権移転を申請するものです。移転後も農地として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の確保は問題なく、耕作等の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たしております。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しますので、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係については、今回の申請農地を含めた、経営する農地の合計面積が9,327㎡となることから、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人は所有権移転後もそのまま農地として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、第3区向平原付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4番委員

問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第21号2番について許可したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第21号2番について、全員一致で許可します。

次に、議案第22号農地法第5条の規定による許可申請があったので許可をもとめます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第22号1番朗読

この件につきましては、譲受人が流通業務施設を建設するために、農地を転用するものです。今回の申請地農地区分要件は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地区分要件「第2の1の(1)のイの(ア)のa」に該当します。

許可基準についてですが、第1種農地の転用は原則として許可することはできないとなっております。しかしながら、第1種農地の転用を絶対に認めないことは、土地が有限の資源であることを考慮すると、経済の発展上相当でない場合も考えられることから、例外規定が設けられています。

今回の申請は、許可基準「第2の1の(1)の1のイの(イ)のeの(d)のi」農地法施行規則第35条(特別の立地条件を必要とする事業)第5項の流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、一般国道又は都道府県道の沿道の区域に設置されるもの(施設の間口の大部分が道路に接して建設されること)に該当するとしております。

隣接する農地の所有者及び耕作者からの承諾書がとられ、水利組合から排水の同意書もとられており、水利の問題はないと考えます。

場所は鎮西隈集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5番委員

例外規定とありますが例外規定とは何ですか。

事務局

面積の8割以上が道路に面していることです。

2番委員

地域住民への説明会は終わっていますか。

事務局

終わっています。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第22号議案1番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第22号1番は、全員一致で許可します。

次に、議案第23号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申し出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第23号1番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第4区宮の前集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

宮浦推進委員

農業用機械も所持されていますので、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第23号1番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第23号1番は、全員一致で決定します。

次に、報告第21号農地法第3条の3第1項の規定による届け出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第21号1番朗読

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。令和4年7月22日付けで受理通知書を交付しております。場所は、第1区鎮西隈集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第21号1番を終わります。

次に、報告第21号2番について届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第21号2番朗読

この件につきましては、申請人の時効取得により農地を取得するものです。令和4年7月14日付けで佐賀地方法務局鳥栖出張所の登記官より通知がありましたので報告します。

時効取得については、民法162条で定められており、所有の意思を持って、事実上支配していること。平穩、公然と占有していること。占有状態が20年以上継続すること。この3つの要件が満たされている場合に成立するとされています。

農業委員会の対応としては、登記完了前であれば、時効取得が認められるか実情を調査し、要件を具備していないと判断した場合は、その旨を登記官に通知することとなっていますが、今回は登記完了後の通知でしたので、報告のみさせていただきます。場所は、第3区向平原集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第21号2番を終わります。

次に、報告第21号3番について届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第21号3番朗読

この件につきましては、申請人の時効取得により農地を取得するものです。令和4年7月14日付けで佐賀地方法務局鳥栖出張所の登記官より通知がありましたので報告します。場所は、第3区塚原集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第21号3番を終わります。

次に、報告第22号1番農地法施行規則該当転用について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第22号1番朗読

この件につきましては、申請人の農作業用機械の進入路造成のため農地を転用するものです。令和4年7月22日付けで受理通知書を交付しております。

場所は、第3区塚原集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第22号1番を終わります。

次に、報告第23号使用貸借による解約通知があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第23号1番朗読

この件につきましては、借り人の要望により解約の申し出がありましたので、令和4年7月22日付けで受理通知書を交付しております。場所は第1区长谷川集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第23号1番を終わります。

次に、報告第23号2番について届出があったので受理したことを報告します。事務局より報告をお願いします。

事務局 報告第23号2番朗読

この件につきましては、貸人の要望により解約の申し出がありましたので、令和4年7月22日付けで受理通知書を交付しております。場所は第1区鎮西隈集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第23号2番を終わります。

次に、報告第23号3番について届出があったので受理したことを報告します。事務局より報告をお願いします。

事務局 報告第23号3番朗読

この件につきましては、借人の要望により解約の申し出がありましたので、令和4年7月22日付けで受理通知書を交付しております。場所は第1区鎮西隈集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第23号2番を終わります。

次に、その他（1）青年等就農計画の認定について事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（1）

この件につきましては、青年等就農計画の認定の申請がありましたので、7月22日に、三神農業振興センターやJA等の関係機関と、申請者が意欲を持って就農計画の確立に向けた取組を行い、計画が達成される見込みが確実であるかの審査を行いました。今回、就農計画が認定されましたので報告します。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、その他（1）を終わります。

以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和4年8月2日

署名人

議 長

委 員

委 員